

関係県環境保全行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

大気環境課大気生活環境室

鹿児島県奄美大島、沖縄県沖縄本島等における油状漂着物の回収・除去について
(周知)

平成30年1月28日以降、鹿児島県奄美大島、沖縄県沖縄本島等の海岸の一部において油状漂着物が確認されています。

油状漂着物には、油状物が単独で海岸に漂着している場合のほか、他の人工物や自然物に油状物が付着する状態で漂着している場合、岩場などに油状物が付着している場合などがあります。

これらの油状漂着物の回収・除去に際しては、周辺における海岸環境及び生活環境の保全等の観点から、以下の点に留意の上、当該漂着物の特性等に応じて適切な方法で回収・除去を行う必要があります。

①回収・除去した油状漂着物を回収ステーション等の集積場所に集積する場合は、以下の点に留意すること。

- ・集積場所を日常生活圏への影響が少ない位置に配置すること。
- ・集積した油状漂着物が周辺に飛散・流出しないための措置（例、ドラム缶等の容器への収納等）を行うこと。
- ・油状漂着物回収・除去作業に使用され、油状漂着物が付着し不要となったもの（例、回収用袋、防護用手袋）を集積場所に集積する場合は、特に、風等により周辺に飛散しないよう措置すること。
- ・集積した油状漂着物に起因する悪臭等により周辺における生活環境に支障を及ぼさないため措置を行うこと。

②集積した油状漂着物は、できるだけ速やかに適正な処理を行うこと。

なお、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助金の交付を国から受けた関係県（又は関係県から交付を受けた市町村）が当該交付額の範囲内で油状漂着物の回収・処理を行う場合は、海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象となります。

関係県におかれましては、油状漂着物の回収・除去時における海岸環境及び生活環境の保全のための対策について、適切に実施いただくよう、各市町村に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

このほか、油状漂着物の回収・除去方法並びに回収・除去時における海岸環境及び生活環境保全上の対策については、一般財団法人海上災害防止センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会において以下の相談窓口を設置しておりますので、参考までにお知らせいたします。

- 一般財団法人海上災害防止センター 業務部（漂着油状物の回収・除去等に関するご相談）

TEL：045-224-4315 FAX：045-224-4312

- 公益社団法人におい・かおり環境協会（悪臭に関する御相談）

TEL：03-6233-9011 FAX：03-6862-8854

なお、油状漂着物の回収に従事する地域住民、ボランティア等に係る健康上の注意事項等については、「漂着油回収作業に伴う健康上の注意事項等について」（平成 30 年 2 月 8 日環保安発第 1802081 号）を参考にして下さい。

【本件に関する連絡先】

環境省水・大気環境局水環境課
海洋環境室 塚崎、野々村

TEL 03-5521-9023（直通）

FAX 03-3593-1438

E-mail KAIYO02@env.go.jp

環境省水・大気環境局大気環境課
大気生活環境室 岩原、鯨井

TEL 03-5521-8299（直通）

FAX 03-3593-1049

E-mail odor@env.go.jp